

兵庫リスク低減運動実施要綱

平成 26 年 2 月 27 日制定

1 趣旨・目的

事業者が、自主的に安全衛生管理水準の向上を図るため、リスクアセスメントに取り組むことが労働安全衛生法第 28 条の 2 に規定され、これまで行政及び労働災害防止団体等において、リスクアセスメントに関する研修会や教育等を実施し普及促進に努めた結果一定の成果は見られたものの、労働災害の減少に直結していない業種があるなど必ずしも十分な取組状況といえないところである。

そこで、「兵庫リスク低減運動」を展開し、リスクアセスメントの実践と定着を図り、労働災害をゼロとすることとする。

2 運動名称

運動の名称は、「兵庫リスク低減運動」とする。業種別団体における本運動の名称は、取組業種を冠し「兵庫 業リスク低減運動」と称する。

3 スローガン

『全員参加のリスク低減運動を展開し、安心安全な職場の実現』

4 期間

平成 25 年度～平成 29 年度

5 主唱者

兵庫労働局・各労働基準監督署

6 主催者

兵庫労働安全衛生マネジメントシステム推進連絡協議会

7 協力団体

兵庫県経営者協会、兵庫県中小企業団体中央会

日本労働組合総連合会兵庫県連合会、兵庫県社会保険労務士会

8 参加団体

本運動に賛同し、取り組む団体

9 実施者

兵庫県内の事業場

10 主唱者の実施事項

リスク低減運動普及のための指導・援助

11 主催者の実施事項(災防団体にあつては、13 に定める事項を併せて実施)

リスク低減運動取組宣言の実施を勧奨

リスクアセスメント推進大会の実施

安全衛生パトロールの実施

リスクアセスメント研修会の実施

各構成団体における運動取組状況の把握

12 協力団体の実施事項

本運動に関する周知等の支援

13 参加団体の実施事項(〃 は必須、ほかは選択して実施)

リスク低減運動参加宣言を行い、宣言書を掲示

会員等にリスクアセスメントの実施を勧奨

ポスター、垂れ幕等の掲示

会員等にリスクアセスメント研修等の受講を勧奨

会員等にリスクアセスメントの記録と保存を勧奨

会員等に危険箇所の見える化、リスク低減措置の見える化等の実施を勧奨

会員等に安全衛生パトロールの実施

会員等の取組宣言とリスクアセスメント実施状況の把握

14 実施者(事業場)の実施事項

リスク低減運動取組宣言を行い、宣言書を掲示

ポスター、垂れ幕等の掲示

リスクアセスメント研修等の受講

リスクアセスメントの実施

リスクアセスメントの記録と保存

危険箇所の見える化、リスク低減措置の見える化等の実施

安全衛生パトロールの実施